

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの

### 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	山形市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-5 : 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

### 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第3の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第1条	山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年規則第60号）第1条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念のっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）及び山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例（平成18年市条例第28号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年規則第60号）</p>

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号</p>	<p>山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則37条第1項</p>
<p>事務の内容</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第37条第3項の地域生活支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>
特定個人情報1		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号<sup>ハ</sup></p>	<p>山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第35条第3項</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>都道府県知事等</p>
<p>③提供を求める特定個人情報</p>	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p>	<p>当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</p>
特定個人情報2		
<p>①根拠規定</p>	<p>番号法別表第二主務省令55条 項1号<sup>ト</sup></p>	<p>山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第35条第3項</p>
<p>②情報提供者</p>	<p>都道府県知事等</p>	<p>都道府県知事等</p>

③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
---------------	--	--

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項1号イ	山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第35条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者（施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号	山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則39条第1項
事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務	山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第39条第1項の支給決定の変更に関する事務

### 特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号ハ	山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第35条第3項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

### 特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号ニ	山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第35条第3項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

### 特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令55条 項2号イ	山形市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則第35条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該変更に係る障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定の決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。）若しくは当該障害者の配偶者、当該変更に係る障害者（指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）に限る。）若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該変更に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

備考	
----	--

### 届出情報

届出日	2016年09月30日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	



委任関係	
------	--